一二六　厚生労働科学研究費補助金等取扱規程の一部を改正する件　三一　69　四六八
一二七　施設等機関に委任した補助金の交付に関する事務　三一　69　四六八
一二八　平成二十九年度における前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める率　三一　69　四七〇
一二九　児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理等に関する告示　三一　69　四七〇
一三〇　児童福祉法第十三条第三項第五号の厚生労働大臣が定める講習会　三一　69　四七〇
一三一　児童福祉法第十三条第八項の厚生労働大臣が定める基準　三一　69　四七一
一三二　児童福祉法第二十五条の二第八項の厚生労働大臣が定める基準　三一　69　四七一
一三三　児童福祉法施行規則第一条の三十八の厚生労働大臣が定める基準　三一　69　四七三
一三四　児童福祉法施行規則第六条第十一号の厚生労働大臣が定める講習会　三一　69　四七三
一三五　児童福祉法施行規則第三十六条の四十六第四項の厚生労働大臣が定める基準　三一　69　四七三
一三六　職業能力開発促進法第十五条の八第一項及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第三条第一項の規定に基づく計画　三一　69　四七三
一三七　消費税法施行令第十四条の四の規定に基づき厚生労働大臣が指定する身体障害者用物品及びその修理の一部を改正する件　三一　69　四七六
一三八　社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令第七条の規定に基づく平成二十九年度の単位掛金額を定める件　三一　69　四八一
一三九　理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準等の一部を改正する告示　三一　69　四八一
一四〇　高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第二十五条の二第一項第四号及び高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第三十八条の五の規定に基づく厚生労働大臣が定める組合、組合員の報酬及び組合の標準報酬総額を定める件　三一　69　四八五
一四一　高齢者の医療の確保に関する法律附則第十四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い市町村の基準を廃止する等の告示　三一　69　四八五
一四二　平成二十九年度における改正前の老人保健法による保険者の拠出金の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件　三一　69　四八五
一四三　平成二十九年度における高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定に関して厚生労働大臣が定める率及び額を公示する件　三一　69　四八六
一四四　平成二十九年度における全保険者平均前期高齢者加入率見込値及び平成二十七年度における全保険者平均前期高齢者加入率を公示する件　三一　69　四八六
一四五　介護保険法等の施行に伴う厚生省関係省令の整備等に関する省令の規定に基づき平成二十七年度における老人保健施設療養費等確定率を公示する件　三一　69　四八六
一四六　平成二十八年度における後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令第四条第二項及び第四項並びに第五条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める普通調整係数及び補正係数並びに一人平均所得額を定める件　三一　69　四八七
一四七　中小企業退職金共済法第十条第二項第三号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二条第一項第三号ロ(1)の支給率を定める件　三一　69　四八七
一四八　中小企業退職金共済法第二十八条第一項の厚生労働大臣の定める率を定める件　三一　69　四八七
一四九　中小企業退職金共済法施行令第二条第一号及び第二号の厚生労働大臣の定める率を定める件　三一　69　四八七
一五〇　中小企業退職金共済法第十三条第二項の厚生労働大臣が定める利率を定める件　三一　69　四八七
一五一　中小企業退職金共済法第三十条第二項第二号イの厚生労働大臣が定める利率を定める件　三一　69　四八七
一五二　確定給付企業年金法附則第二十八条第三項第一号の厚生労働大臣が定める利率を定める件　三一　69　四八七
一五三　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三十六条第三項第一号及び第八項の厚生労働大臣が定める利率を定める件　三一　69　四八八
一五四　中小企業退職金共済法第三十一条の二第三項第一号及び第七項の厚生労働大臣が定める利率を定める件　三一　69　四八八
一五五　中小企業退職金共済法施行令第十五条第五項の厚生労働大臣が定める利率を定める件　三一　69　四八八
一五六　健康保険法施行規則等の一部を改正する省令附則第十五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされ同項の規定